

〔2〕社会のすみずみまで人権を

人権小国。

私たちは、日本人権状況をこう認識しています。

なぜならば、日本社会が、経済成長、すなわち物質的な豊かさを社会全体で追求する余り、横並びを求める、多様性を尊重してこなかったからです。そして、人権であれ、環境であれ、社会的倫理を二の次として軽視してきました。

しかし、本当の幸せが何かを考えてみると、自らが他者から尊重され、自らも他者を尊重するということがなければ、いくら物質的な豊かさを得ても、幸せになったとは言えないでしょう。この個人が個人を相互に尊重するという姿勢こそ、人権なのです。

つまり、人権というのは、誰もが幸せを実感できる社会を創る上で、社会の基礎部分になります。だから、法律や社会制度が人々を差別し、人権を侵害するものであれば、それを積極的に改革しなければなりません。

まず、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性差）から見てみましょう。今の日本社会には、まだまだ性別によって社会的役割を分けようとする固定観念や偏見が残っています。教育行政においても、東京都を始めとして「女らしさ」「男らしさ」を子どもたちに押し付ける傾向があります。私たちは、誰もが個人として尊重され、個性と能力を開花させられ、社会的・文化的な性差への偏見のないジェンダーフリー社会の実現を望んでいます。

また、様々な立場の人々が共に暮らしているのが、現実の社会です。したがって、人権と一口に言っても、その範囲は多岐にわたります。私たちは、例え次に具体策を明示していなくとも、社会のすみずみまで人権が保障されるよう、最大限の努力をします。

なかでも、急速に進んでいる社会の電子化は、多様性よりも統制を志向する政府の姿勢と相まって、新たな監視システムとなるのではないでしょうか。監視法や住民基本台帳ネットワークなど、監視システムのインフラ整備に、断固として反対・廃止します。

そして、社会制度の中でも、もっとも密接に人権とかかわってくるのが、司法の分野です。歴史に思いをいたすとき、人権を守るための機関であるべき司法自らが、人権侵害の主体であったことは珍しくありません。私たちは、透明化と市民コントロールを進めていくことで、本来期待される役割のとおり、人権の砦となるよう司法制度を民主化します。

さて、人権は、日本に住む人々だけでなく、「世界人権宣言」（Universal Declaration of Human Rights, 1948）でも示されているように、世界中のあら

ゆる人々にもあまねく保障されねばなりません。

しかし、アメリカや日本のように、経済力や軍事力の強い「先進国」と呼ばれる国々は、しばしば人権を口実にして、他国、特にいわゆる「途上国」に介入します。

かつて石橋湛山（1884-1973）は、日本がヴェルサイユ講和会議に際して人種差別撤廃を主張した際、自らの差別行為を全く改めもせずに、こうした主張をする権利などない、単に冷笑を買うだけだと厳しく批判しました。

私たちは、世界各地の人権侵害を改めさせ、人権を口実にしたご都合主義の介入を止めさせるためにも、日本社会における人権保障の確立を急務と考えます。

【政策】

1. あらゆる性差別をなくし、ジェンダーフリー社会を創ろう

- ・婚姻及び出生などに関する差別を解消するため、婚姻年齢を男女ともに18歳とし、選択的夫婦別姓制度を導入し、再婚禁止期間を廃止し、離婚時の財産分与を原則2分の1と明記し、非嫡出子に対する差別を廃止するなど、民法を改正する。
- ・女性に対する身体的・精神的・性的暴力をなくすため、接近禁止命令の半年以上への延長、加害者への公的更生プログラムの確立など、DV防止法を改正する。
- ・職場及び学校におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、法律で禁止し、被害を受けずに働き学ぶ権利を規定し、迅速で実効性のある公的救済機関を設ける。
- ・社会的・文化的な性差への偏見をなくすため、ジェンダーフリー教育を進めるとともに、公務員へのジェンダーフリー研修を実施する。
- ・国内での外国人女性に対する人身売買、性的搾取をなくすため、被害者への救済制度を整えるとともに、雇用主やブローカーの罪を厳罰化する。

- ・性的少数者（ゲイ・レズビアン・インターフェックス・性同一性障害等）を有する人々が雇用や社会保障など生活全般において不利益・差別を受けることがないよう、戸籍変更をより容易にするなど、一層の法整備を進める。

2. 社会の多様性と人権を広げよう

- ・すでに批准している人種差別禁止条約に基づき、差別行為を禁止するための法律を制定するとともに、法務省から独立した差別被害の救済制度をつくる。
- ・アイヌ民族について、先住権、自決権、先住自治特区、過去の日本政府の行為についての損害補償などを定めた基本法（アイヌ民族基本法・仮称）を制定する。
- ・在日韓国・朝鮮・台湾人などの定住外国人について、参政権及び公務就業権を認めるなど、日本国民と同等の権利を確立するとともに、外国人登録証の常時携帯義務や再入国許可制度など、不利益的な施策を撤廃する。
- ・監視法（通信傍受法）、個人情報保護法、住民基本台帳ネットワーク、公安調査庁など、人々の監視につながる監視立法、社会制度、政府機関を廃止する。

3. 司法・警察にも民主主義を持ち込もう

- ・裁判官の人事について、裁判所・検察・法務省の間での異動（判検交流）を廃止し、すべての裁判官を10年の任期で弁護士から採用する法曹一元制度を導入する。
- ・行政訴訟（政府や地方自治体に対する住民訴訟）を手始めに、有権者から選ばれた陪審員による陪審制度を導入する。
- ・行政訴訟について、原告適格を住民・NGOなどに広げる。行政機関に対しては、文書の提出義務と訴訟期間中の行政執行（ダム建設など）の原則停止を定める。
- ・犯罪被害者に対しての一層手厚い支援制度を早急に整える一方、すでに批准している拷問禁止条約（残虐な刑罰を禁止）に基づき、死刑を廃止する。

- ・警察の犯罪検挙率を向上させるため、市民監視部門（公安部局）を大幅に縮小し、その人員・予算を犯罪捜査部門（刑事部局）に振り向ける。
- ・情報公開の拡大と外部監査機関の設置により、警察の裏金づくりを一掃する。